

前回論点整理を踏まえ小委員会報告に盛り込むべき内容について

1. フィールド調査の扱い

論点1 現時点においてフィールド調査をどのように取り扱うべきか。また、今後どのように対応するべきか。

- ・ フィールド調査の適用の可能性及び限界
- ・ フィールド調査の活用に向けた必要な取組

< 答申における整理 >

- ・ 一般的に人間活動による生物への影響としてフィールドで観察されるものは、開発行為による生息場の消失等の多様な要因が同時に関与するため、一つの物質による生態系への影響の程度を定量的に分離・特定することは困難。
- ・ 環境省は他の行政機関、民間事業者を含め広く関係者の協力を得つつ、今後とも水環境中の汚染物質の水生生物への影響に関する科学的情報（実環境中における汚染物質の化学形態や他物質の共存の状況等による毒性変化及び水生生物の生息状況を含む。）の集積を図り、今後の専門委員会の調査・審議に有効に活用されるよう努める必要がある。

< 小委員会の整理（案） >

- ・ フィールド調査研究のデータについては、直ちに環境基準の設定や見直し等に活用することは困難であるものの、水生生物の水質目標の設定等をより適切で合理的なものとするために更なる充実が重要。
- ・ フィールド調査研究を含め、水環境中の汚染物質の水生生物への影響に関して必要な調査研究を継続的に実施し、集積された情報及びその解析結果や国内外の動向を踏まえ、今後、環境基準の設定・見直しや類型あてはめの指定・見直し等を行うべき。

2. 環境基準の適用及び類型あてはめの考え方

論点 2 - 1 既存の生活環境項目の類型との整合をどのように図るべきか。
(特に、河川のD・E類型のように水産を利用目的としていない類型があてはめられている水域での水生生物の保全に係る環境基準の適用のあり方について)

< 答申における整理 >

- ・ 類型のあてはめは、水産を利水目的としている水域のみならず、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてにつき行うもの。当該化学物質による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先することが望ましい。
- ・ 水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、その要因を検討することが重要であり、一義的に類型指定を検討する必要はない。当該要因の解決等により、水生生物の生息が可能となった場合には、類型あてはめを行うことが必要。

< 小委員会の整理（案） >

- ・ 既存の生活環境項目の類型あてはめの内容を最大限活用すべき。
- ・ 例えば、既存の生活環境項目で水産を利水目的としない類型があてはめられている水域については、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合も想定され、その意味では、あてはめの優先度は低くなるものと考えられること。
- ・ ただし、そのような類型のあてはめが水生生物の保全を図る必要がないことを意味するものではないことから、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等を踏まえた上で、水生生物の保全を図る必要がある水域であると判断される場合には、水域類型のあてはめを行う必要があること。

論点 2 - 2 自然起因により環境基準値を超過する場合の類型あてはめの取扱いについては、どのように考えるべきか。

< 答申における整理 >

- ・ 自然的原因により公共用水域等において検出される可能性がある物質であつて、当該水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されると判断される場合には、あてはめに当たって十分考慮する必要がある。

< 小委員会の整理（案） >

- ・ 水域類型のあてはめに当たって、自然的原因が含まれる場合の取扱はこれまでの環境基準の運用に準じるべき。
- ・ すなわち、自然的原因が環境基準超過の原因とされる場合には、超過する項目の環境基準としての適用を除外する方法、自然的原因に加え人為起源の発生源も原因として考えられる場合には、その程度に応じて環境基準達成の評価に当たって自然的原因が含まれていることを配慮する方法等により個々の水域毎の事情に応じて運用することとすべき。

3 環境管理施策の基本的な考え方

論点3 水生生物の保全に係る環境基準が設定された全亜鉛については、環境管理施策としてどのようなことが必要か。その際、諸外国における取り組みも参考にすべきではないか。

< 答申における整理 >

- ・ 今般の水生生物保全に係る環境基準の設定が我が国では初めてであることに鑑み、環境基準の設定に伴い今後推進されるべき施策を効果的なものとするため、（中略）小委員会を設け、（中略）環境管理等水生生物の保全に係る施策の重要事項について審議する必要がある。
- ・ 環境基準の設定の結果、現況の公共用水域において環境基準の維持・達成を図るための措置が必要な場合には、水質汚濁防止法に基づく排水基準の設定等、汚染要因や対象項目の特性に応じた様々な環境基準の維持・達成に必要な環境管理施策を適切に講じていくことが必要である。

< 小委員会の整理（案） >

- ・ 我が国がこれまで採用してきた水質汚濁防止法に基づく一律排水基準を尊重すべき。併せて適応が難しい業種については暫定排水基準を検討すべき。
- ・ 今回の水生生物の保全に係る全亜鉛の環境基準は生活環境項目として設定されており、排水規制を採用する場合については、従来からの生活環境項目に関する排水規制設定の考え方である、いわゆるシビルミニマムに基づき、適応可能性等を十分考慮した最低限の許容限度とすべき。
- ・ 諸外国における環境管理施策を参考にすべき。